

基準緩和型サービスの従業者研修について

【訪問型サービスAにおける研修】

訪問型サービスAにおける「訪問介護員」の資格要件に「一定の研修を修了した者」を定めています。

一定の研修とは

町が作成するテキストを用いて行う「**基礎研修**」及び、実際の現場で実施する「**専門研修**」の2種類の研修のこと。

※一定の研修を修了した者として認められるのは、「**基礎研修**」と「**専門研修**」の両方を受けられた方となります。

基礎研修の内容(全8項目)

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ○介護保険の理解 | ○介護予防・日常生活支援総合事業について |
| ○法令遵守について | ○基準緩和型サービスの開始に当たって |
| ○接遇について | ○認知症の理解について |
| ○人員・設備・運営基準について | ○介護報酬請求上の注意点について |

専門研修の内容(訪問型)

既に指定を受けている訪問介護事業所の訪問介護員等に同行し、現場におけるスキルを身に付けます。

研修の講師 ・管理者 ・介護福祉士等(有資格者)経験3年以上
(いずれも講師として十分な知識を有する者)

注意事項

各事業所において、研修を実施した場合には、研修修了者への研修修了証(様式第1号)の発行をしていただくと共に、町への研修実施報告書(様式第3号)及び修了者名簿(様式第2号)の提出が必要です。町への提出は、実施年度分をとりまとめて(年1回)報告してください。

【通所型サービスAにおける研修】

通所型サービスAにおける資格要件には、「一定の研修を修了した者」の要件がありませんが、次の場合に限り、一定の研修の受講が必要となります。

・新規で、介護事業所を開設される場合で、事業所内に有資格者が1人もいない場合

基礎研修の内容(全8項目)

内容は、訪問型と同じです。

専門研修の内容(通所型)

既に指定を受けている通所介護事業所のサービス提供に携わり、現場におけるスキルを身に付けます。

研修の講師 ・岐南町職員 ・管理者 ・介護福祉士等(有資格者)経験3年以上
(いずれも講師として十分な知識を有する者)

★この研修の実施により、資格要件を満たした場合であっても、事業所内においては、適宜必要な研修を行っていただき、事業が適正に実施されますようお願いいたします。

岐南町基準緩和型サービスの従事者研修の実施に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、岐南町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年岐南町告示第17号。以下「総合事業実施要綱」という。）別表に規定する訪問型サービスA及び通所型サービスAの研修に関し必要な事項を定めるものとする。

（研修実施機関及び受講者）

第2条 研修を実施する者（以下「研修実施機関」という。）は、次に掲げるものとする。

- （1） 岐南町
- （2） 町が研修を委託する事業者
- （3） 総合事業実施要綱に規定する訪問型サービスAの指定を受ける事業者及び指定を受けている指定事業者
- （4） 総合事業指定要綱に規定する通所型サービスAの指定を受ける事業者及び指定を受けている指定事業者

2 前項に規定する研修実施機関に所属する事業の従業者のうち、次の各号のいずれかに該当する者が研修の講師を務めるものとする。

- （1） 岐南町職員
- （2） 岐南町指定基準緩和型訪問介護事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成30年岐南町告示第23号）第7条に規定する管理者のうち、研修の講師として十分な知識を有する者
- （3） 岐南町指定基準緩和型デイサービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成30年岐南町告示第49号）第7条に規定する管理者のうち、研修の講師として十分な知識を有する者
- （4） 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する介護福祉士その他政令で定める者であり、かつ、3年以上の経験年数を有する者のうち、研修の講師として十分な知識を有する者

3 研修を受講することができる者（以下「研修受講者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1） 第1項第3号又は、第4号に規定する事業者に所属する者又は、所属する意思のある者のうち、訪問型サービスA又は、通所型サービスAに従事する予定の者であって、法第8条第2項に規定する介護福祉士その他政令で定める者に該当しない者
- （2） その他町長が特に必要と認めた者

（実施方法）

第3条 研修の実施方法は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 町が定める研修の資料を用いて、研修の講師が研修受講者に対して研修を行うものとする。

(2) 前号に掲げる研修のほか、専門的な研修として、訪問型サービスAに従事する者は同行訪問研修を、通所型サービスAに従事する者は通所介護実地研修を行うものとする。

(3) 前2号に掲げる研修の内容及び時間は、別表のとおりとする。

(研修の修了の証明)

第4条 研修実施機関は、研修を修了したことを証明する研修修了証(様式第1号。以下「研修修了証」という。)を研修受講者に交付するものとする。

2 研修実施機関は、研修修了証を交付した者について、岐南町基準緩和型サービス従業者研修修了者名簿(様式第2号。以下「研修修了者名簿」という。)を作成し、保管するものとする。

(報告)

第5条 研修実施機関のうち、第2条第1項第3号又は、第4号に規定する事業者については、研修を実施したときは、研修実施報告書(様式第3号)及び前条第2項の研修修了者名簿を町に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。